

財政用語ミニ解説

用語	見方	算式																							
形式収支	<p>歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額である。</p> <p>これは出納閉鎖期日現在における当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額、すなわち現金戻を表すものである。</p>	歳入－歳出																							
実質収支	<p>歳入歳出決算額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額である。</p> <p>地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一定の黒字を出すことが財政運営の基本であるが、黒字の額は多いほど良いといえるものではなく、一般的に標準財政規模の3～5%程度が望ましいとされている。</p>	(歳入－歳出)－翌年度へ繰り越すべき財源																							
実質単年度収支	<p>単年度収支には、実質的な黒字要素（例えば財政調整基金への積立や地方債繰上償還金など）や赤字要素（過去の積立金の取崩額）が含まれている。実質単年度収支とは、これらを加減したもの（単年度収支+黒字要素－赤字要素）をいう。</p>	<p>単年度収支（当該年度実質収支－前年度実質収支）+基金積立額+地方債繰上償還額－基金とりくずし額 〈基金は財政調整基金〉</p>																							
標準財政規模	当該団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行うための標準的な一般財源の規模を示した額である。	$\{(基準財政收入額 - 各種譲与税 - 交通安全対策特別交付金) \times \frac{100}{75} + 各種譲与税 + 交通安全対策特別交付金\} + 普通交付税$																							
歳出決算倍率	当該団体の適切な決算規模を判断する際の指標として使用される。一般的には、建設事業に消極的な団体ほど倍率が低く、逆に積極的な団体ほど高くなっている。特に高い倍率が恒常に続く場合は財政破綻につながるおそれがあるので注意を要する。	$\frac{\text{歳出決算額}}{\text{標準財政規模}}$																							
経常収支比率	<p>財政構造の弾力性を測定する比率として使用される。</p> <p>人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど普通建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造に弾力性があることとなる。</p> <p>一般的に都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当とされている。これがそれぞれ80%、75%を超えると弾力性を失いつつあると考えられ注意を要する。</p>	$\frac{\text{経常経費充当の一般財源(⑦)}}{\text{経費一般財源総額 (⑦)}} \times 100$ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="2">歳△</td> <td>経常特定財源</td> <td>経常一般財源①</td> <td>臨時特定財源</td> <td>臨時一般財源</td> </tr> <tr> <td colspan="2">↓</td> <td colspan="2">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経常経費充当一般財源⑦</td> <td colspan="2">経常余剰財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歳出</td> <td colspan="2">↓</td> <td colspan="2">↓</td> </tr> <tr> <td>経常的経費</td> <td colspan="3">臨時の経費</td> </tr> </table>	歳△	経常特定財源	経常一般財源①	臨時特定財源	臨時一般財源	↓		↓		経常経費充当一般財源⑦		経常余剰財源			歳出	↓		↓		経常的経費	臨時の経費		
歳△	経常特定財源	経常一般財源①		臨時特定財源	臨時一般財源																				
	↓		↓																						
経常経費充当一般財源⑦		経常余剰財源																							
歳出	↓		↓																						
	経常的経費	臨時の経費																							

用語	見方	算式
財政力指數	当該団体の財政力を示す指標として使用される。 指数は「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の過去3年間の平均値}$
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合。 この比率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示す。一般的には財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。	$\frac{\text{公債費に充当された一般財源}}{\text{歳出合計中の一般財源} + \text{歳計剩余金又は翌年度繰上充用金中の一般財源}} \times 100$
公債費比率	地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金額が適当であるかどうかにより、後年度の地方債の発行を判断する指標であり、経常収支比率とともに財政構造の弾力性をみる上で重要な指標である。 この比率が高いほど財政硬直化の一因となる。財政の健全性をおびやかされないためにはこの比率が10%を超えないことが望ましいとされている。	$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{元利償還金のうち特定の繰上償還金を除いた一般財源等} \\ - \text{基準財政需要額に算入された災害復旧事業債償還費等} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入された災害復旧事業債償還費等} \end{array} \right)} \times 100$
起債制限比率	地方債の発行を制限するための指標。財政の健全性を確保するため公債費負担が著しく高い団体については、地方債の発行が制限されている。制限ラインは20%とされている。	$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{元利償還金} \\ (\text{繰上償還分除く}) A \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{Aに充当された基準財政需要額に事業費補正により算入された災害復旧事業債償還費等} \\ + \text{普通交付税算入された公債費} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{当該年度の標準財政規模} + \text{臨時財政対策債} \\ \text{発行可能額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{基準財政需要額に事業費補正により算入された災害復旧事業債償還費等} \\ + \text{普通交付税算入された公債費} \end{array} \right)} \times 100\% \text{ の過去3年度平均}$
地方債現在高倍率	今後償還すべき地方債の現在高が標準財政規模に対しどの程度になっているかを見るものであり、当該団体の将来の公債費負担あるいは地方債発行可能額を把握する際の指標として使用される。	$\frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}}$
自主財源	自動的に収入しうる財源 地方税、分担金及び負担金 使用料、手数料、財産収入 寄附金、繰入金、繰越金、諸収入	